

(案)

みよし市スポーツ推進計画
2026-2030

みよし市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 スポーツ推進の意義	2
2 計画策定の背景と趣旨	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5

第2章 みよし市のスポーツ推進の現状と課題

1 みよし市の概要	7
2 スポーツ活動に関するアンケート調査の結果	8
3 みよし市のスポーツの現状と課題	10

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念とビジョン	13
2 施策方針	15
3 主要施策	16
4 施策体系	17

第4章 施策の展開

1 地域スポーツ推進の基盤強化	19
2 多様な主体におけるスポーツ機会の創出	23
3 スポーツを通じた地域の活性化	29

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制と各主体の役割	34
2 計画の進捗管理・見直し	35

資料編

1 みよし市スポーツ推進計画 2026-2030 の策定経緯	37
2 みよし市スポーツ推進審議会	38
3 パブリックコメントの結果概要	41

第1章 計画の策定にあたって

1 スポーツ推進の意義

- スポーツは「自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化※」とされ、競技だけでなく、遊びや運動など、多様な身体活動を含む文化的行為として捉えられています。
- 近年、デジタル技術を活用したエレクトロニック・スポーツ（eスポーツ）が国民スポーツ大会の文化プログラムやアジア競技大会の正式プログラムに導入されるなど、スポーツの枠組みはさらに広がりを見せていました。その結果、スポーツの価値は益々多面的に認識されるようになりました。
- スポーツは、人々に楽しさや充足感をもたらすだけでなく、心身の健全な発達、健康・体力の保持増進、自律心などの精神的成长を促す多様な個人的価値を持っています。さらに、多くの人々がスポーツに参加し、親しむことで交流や消費が活性化し、地域コミュニティの形成・再構築や地域経済の拡大に寄与することが期待されます。
- 本市では、市民憲章に「しあわせな家庭をつくり、スポーツに親しみ、青少年の伸びるまちにしましょう」と掲げ、スポーツを通じた青少年の健全育成を積極的に推進してきました。さらに、第2次みよし市総合計画では、20年後（令和20(2038)年）の将来像として「みんなで育む 笑顔輝く ずっと住みたいまち」の実現を目指しています。
- スポーツが持つ多様な個人的・社会的価値の実現は、これらの目標達成において重要な役割を担っています。スポーツの推進を通じて豊かな文化を形成することで、市民一人ひとりの生活の質を向上させ、持続可能な地域社会の発展に大きく貢献することが期待されています。

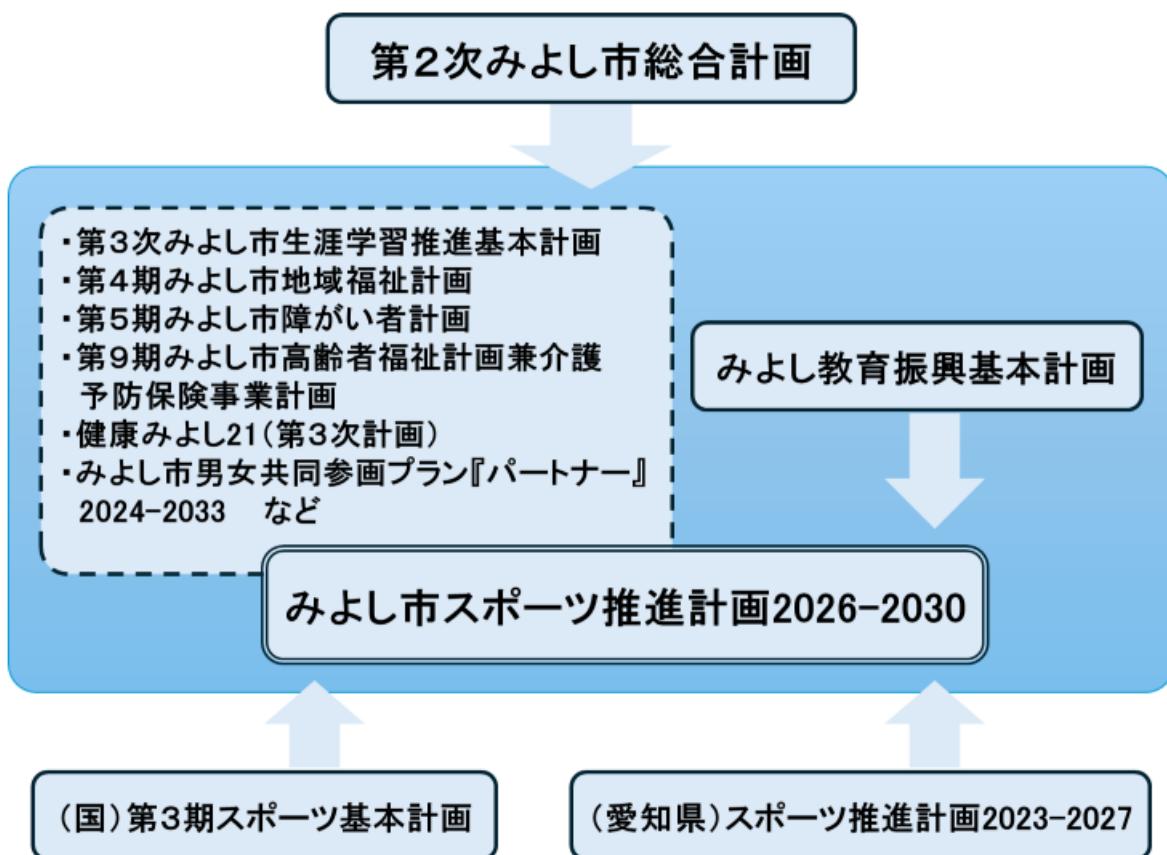
※ 平成23（2011）年7月15日、日本体育協会・日本オリンピック委員会が公表した「スポーツ宣言日本-21世紀におけるスポーツの使命-」より引用

2 計画策定の背景と趣旨

- 本市では、平成 28(2016)年度に第 2 期計画となる「みよし市スポーツ推進計画（計画期間：H28～R7）」を策定し、「みんなでスポーツ いいじやんみよし～スポーツで築く豊かな みよしライフ～」を基本理念として様々なスポーツ推進施策を実施し、一定の成果を上げてきました。
- しかしこの間、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、COVID-19 パンデミック、人口減少・少子高齢化の進行、DX などの急速な技術革新など、我が国のスポーツを取り巻く環境や人々のスポーツライフは大きく変化しました。
- 国は、このような情勢変化に対応しながら、引き続き、国民の豊かなスポーツライフを実現するために、令和 4 (2022) 年 3 月に「第 3 期スポーツ基本計画」を策定し、「スポーツをつくる、はぐくむ」「あつまり、スポーツとともにを行い、つながりを感じる」「スポーツに誰もがアクセスできる」といった 3 つの新たな視点から重点施策を設定し、取り組みを進めています。
- また、その翌年の令和 5 (2023) 年 3 月には、愛知県が「愛知県スポーツ推進計画 2023-2027」を策定し、基本理念である「アジア・アジアパラ競技大会を活かし、すべての人がともにスポーツを楽しみ、スポーツの力で豊かで活力ある愛知の実現」に向けた新たな 5 つの基本施策を打ち出しました。
- 本市では、三好池カヌー競技場において令和 8 (2026) 年度には第 20 回アジア競技大会 (2026／愛知・名古屋) カヌー・カヤック (スプリント) 競技、令和 10 (2028) 年度には全国高等学校総合体育大会カヌースプリント競技などの大規模大会の開催が予定されているほか、スポーツの担い手の確保や部活動の地域展開など、社会構造の変化に起因する様々なスポーツ課題が顕在化しており、その解決に向けた新たな施策の検討が求められています。
- このような背景を踏まえ、今後、本市において一層スポーツを推進していくための施策の指針として、新たに第 3 期計画となる「みよし市スポーツ推進計画 2026-2030」を策定しました。

3 計画の位置づけ

- 本計画は、上位計画である「第2次みよし市総合計画」及び「みよし市教育振興基本計画」を推進するためのスポーツ部門の計画であり、本市のスポーツ施策の基本的方向を示したものであるとともに、行政やスポーツ推進団体などのスポーツに関わる様々な主体の取組の指針となるものです。
- スポーツ基本法第10条第1項に規定された市のスポーツ推進に関する計画に位置づけられるものであり、「国第3期スポーツ基本計画」及び「愛知県スポーツ推進計画2023-2027」を参照して策定しました。
- 計画の推進にあたっては、「みよし市教育振興基本計画」のほか、健康増進や介護福祉、障がい福祉など、本市における様々な分野の計画と連携を図ります。



4 計画の期間

- 本計画の期間は、令和 8 (2026) 年度から令和 12(2030) 年度までのまでの 5 年間とします。
- 計画期間及び各施策は、スポーツ情勢の変化への対応など、必要に応じて見直しを行います。

第2章 みよし市のスポーツ推進の現状と課題

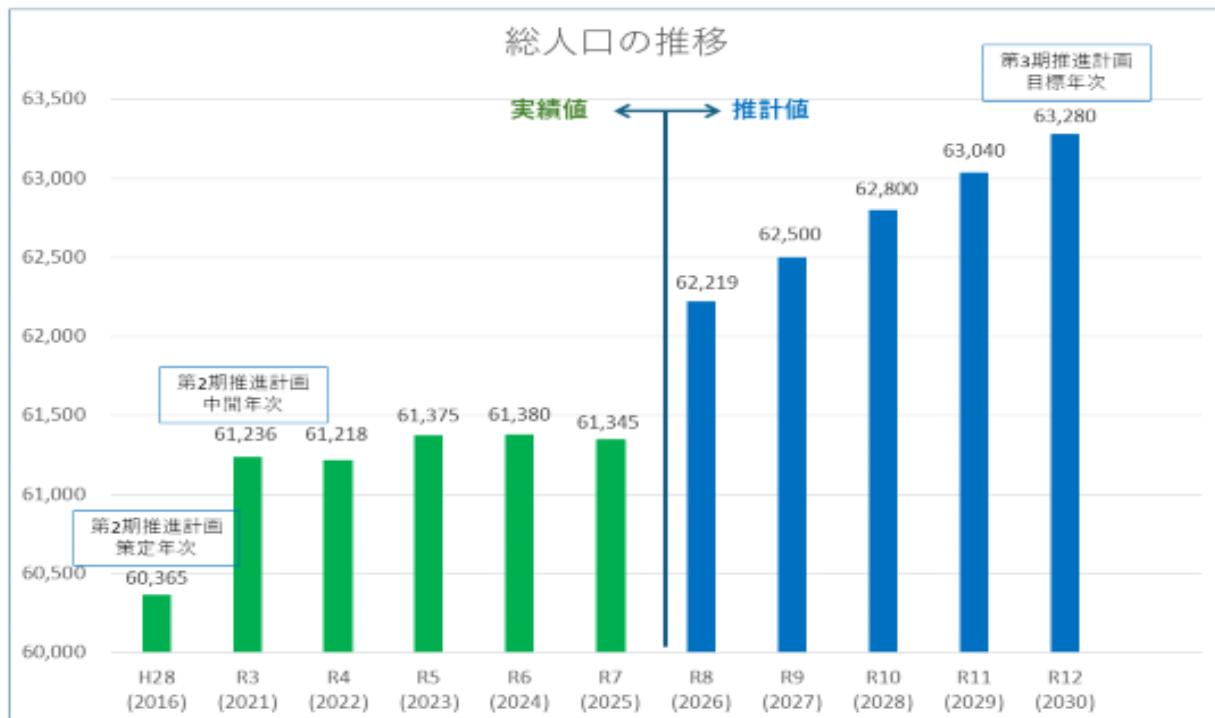
1 みよし市の概要

(1) 概要

- 本市は愛知県のほぼ中央、名古屋市と豊田市の中間に位置し、南北に約 10 km、東西に約 5 km、面積 32.19 km のコンパクトなまちです。
- 産業では、特産品のかき、ナシ、ブドウといった果樹の生産地であるとともに、トヨタ自動車株式会社の 4 つの工場が立ち並ぶなど自動車関連企業が数多く立地し、「モノづくり愛知」の一翼を担っています。また「アートのまち」として、市内の公園や街角、学校などの公共施設に、誰もが自由に触れる事ができるたくさんの彫刻があります。
- このように、恵まれた立地条件を生かし、名古屋市や豊田市のベッドタウンとして住宅開発が進む一方で、市北部には山林地域、南部には農村地域と豊かな自然が残り、産業・自然・文化など調和のとれた住環境に恵まれています。

(2) 人口推移

- 本市の総人口は緩やかに増加を続け、本計画の目標年次である令和 12(2030) 年には 63,280 人になると推計されます。



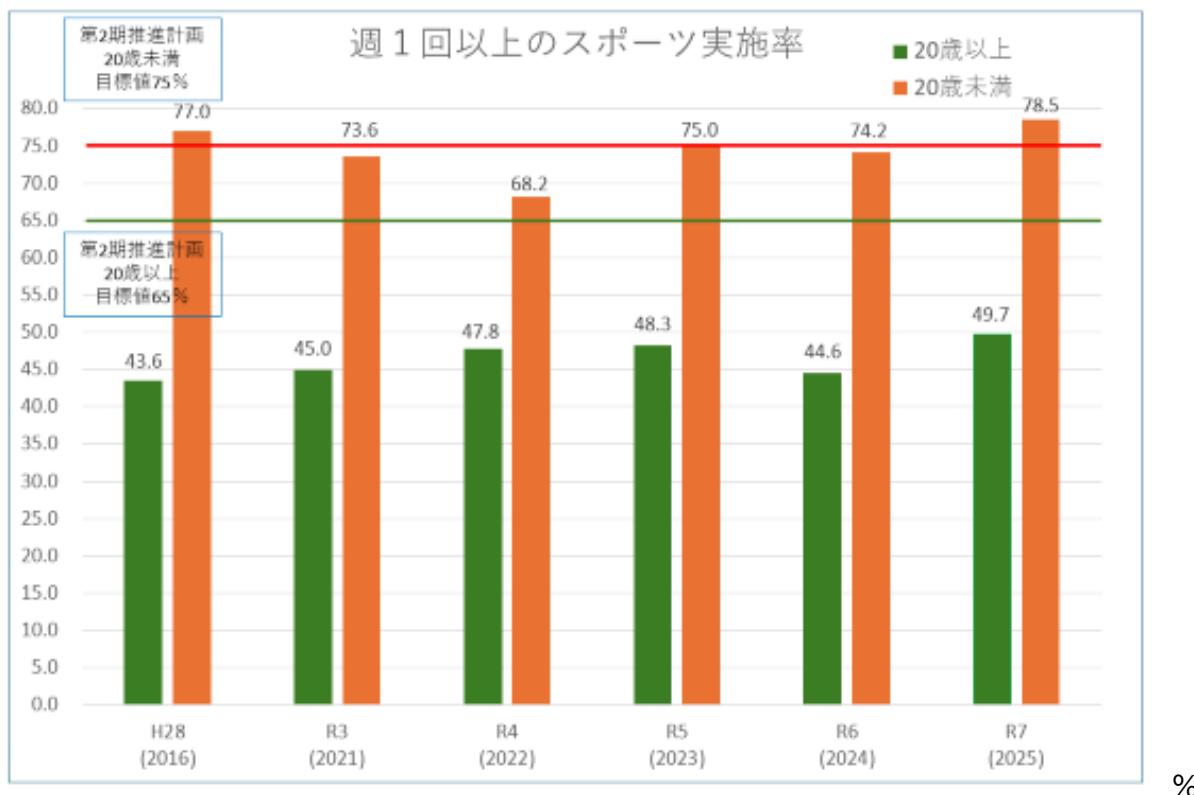
2 スポーツ活動に関するアンケート調査の結果

(1) 概要

- 本市では市民のスポーツ活動の現状とスポーツ活動に関する考え方を把握することにより、運動・スポーツによる健康・体力づくりや生涯スポーツ推進を一層させるための基礎資料とするため、また第2期計画において設定した数値目標の達成状況を確認するため、毎年、小学1年生以上の市民1,000人を無作為に抽出しアンケート調査を実施しています。

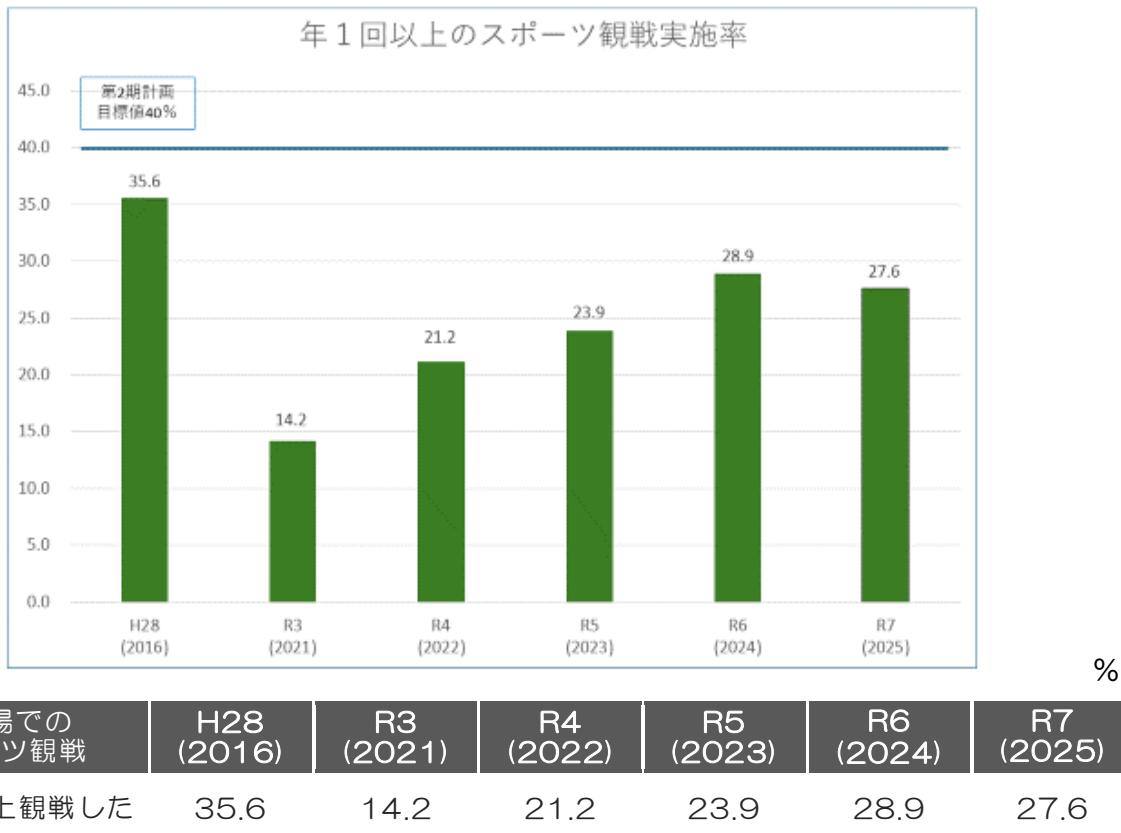
(2) 調査結果

- するスポーツ

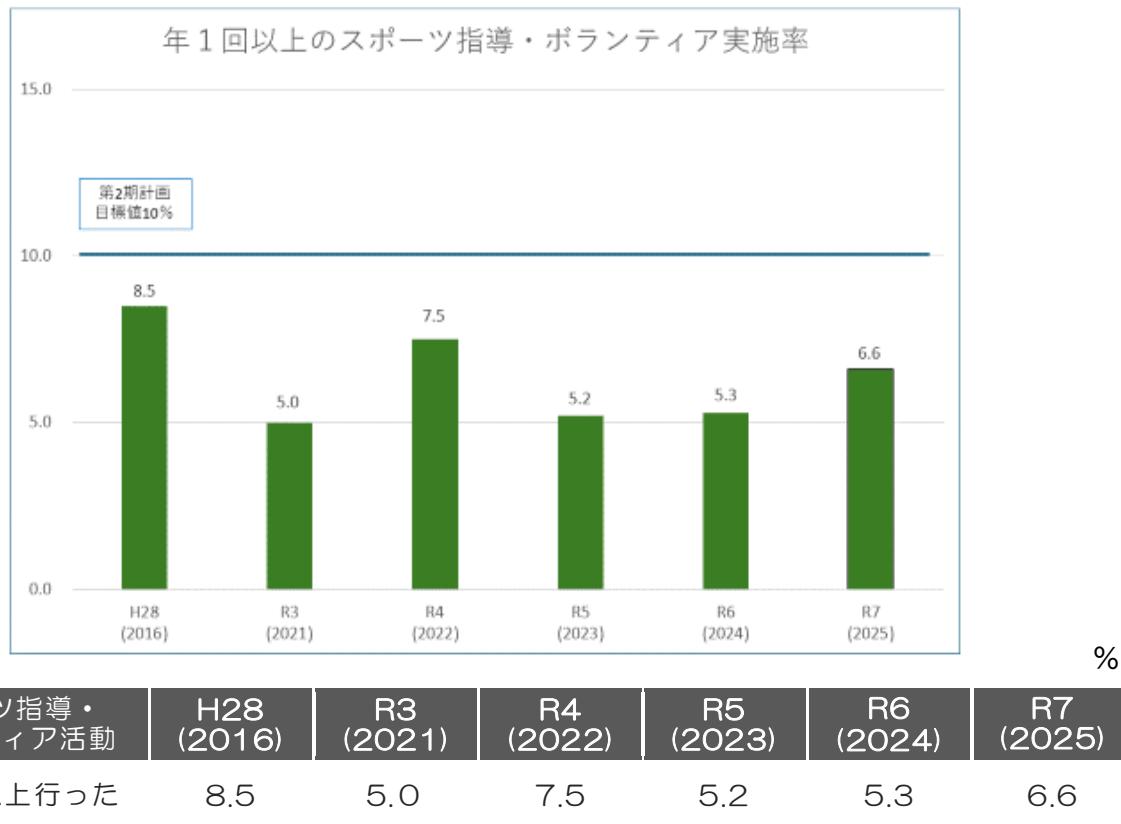


スポーツ活動	H28 (2016)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
定期的に行った(週1回以上)	50.2	50.4	50.9	51.9	49.2	53.9
20歳以上	43.6	45.0	47.8	48.3	44.6	49.7
20歳未満	77.0	73.6	68.2	75.0	74.2	78.5
定期的ではないが行った	26.4	27.2	25.2	23.0	24.4	28.9

○ みるスポーツ



○ ささえるスポーツ



3 みよし市のスポーツの現状と課題

(1) するスポーツ

- 令和7(2025)年度に実施したスポーツ活動に関するアンケート調査（以下「令和7年度調査」という。）では、成人の週1回以上のスポーツ実施率は49.7%と、第2期計画の策定時に実施した平成28(2016)年度調査時と比較して10年間で6.1%上昇しました。令和6(2024)年度に44.6%と前年度に比べ一時減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大で停滞していたスポーツ実施率が上昇傾向にあります。しかしながら、目標値の65.0%には達していないことから、引き続き目標達成に向けたスポーツ推進の取組みが求められます。
- また、未成年の週1回以上のスポーツ実施率は78.5%と、第2期計画の策定時と比較してほぼ同等値となっており、第2期計画の目標値である75.0%前後で推移しています。しかし、本市の小中学生における全国体力・運動能力調査の体力テスト合計点が全国比より低い傾向があり、子どもの体力低下が危惧される中、小学校課外活動の廃止や中学校運動部活動の地域展開により、地域においてスポーツを支える持続可能な体制づくりが必要となります。
- 令和7年度調査では、スポーツを行わなかった理由として「仕事、家事が忙しい」との理由が最も多く、次いで「機会がなかった」となり、多様化するライフスタイルに応じて、スポーツを身近な場所で実施できる環境が求められています。

(2) みるスポーツ

- 令和7年度調査では、年1回以上のスポーツ観戦実施率は27.6%と、第2期計画の策定時に実施した平成28(2016)年度調査時と比較して8.0%減少していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大で停滞していた競技場でのスポーツ観戦実施率は上昇傾向にあります。目標値の40.0%には達していないことから、ホームタウンパートナーチームの応援・試合観戦や選手との交流機会の創出、大規模大会の開催支援等により、市民がスポーツでつながり、夢と感動を共有できるよう、引き続き目標達成に向けたスポーツ推進の取組みが求められます。

(3) ささえるスポーツ

- 令和7年度調査では、年1回以上のスポーツ指導・ボランティア実施率は6.6%と、第2期計画の策定時に実施した平成28(2016)年度調査時と比較して減少しています。スポーツ指導やボランティア活動の推進は、市民が継続してスポーツ活動を実施するための基盤となり、目標値の10.0%には達していないことから、スポーツ推進団体との連携により、スポーツ人材の育成やボランティアの活躍の場の創出等により、引き続き目標達成に向けたスポーツ推進の取組みが求められます。

(4) スポーツによるまちの活性化

- 健康寿命が延びる中、高齢者のスポーツ推進は、介護予防のほか、生きがいづくりや地域との連帯感の醸成など、まちを元気にする効果が期待できます。
- 本市が抱えるスポーツ課題が高度化・複雑化する中、スポーツ推進を実現していくためには、行政のみならず、市民やスポーツ推進団体などの様々な主体が連携・協働し、新たな視点で市民がスポーツに親しむ機会を創出するとともに、本市のスポーツ資源を活用した魅力あるまちづくりを進めていくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念とビジョン

- 第2期計画では、
**基本理念として『みんなでスポーツいいじやんみよし
～スポーツで築く豊かなみよしライフ～』**
を掲げ、その実現のために「行うスポーツの推進」「観るスポーツの推進」「支えるスポーツの推進」「スポーツ環境の整備」「スポーツの交流と連携」といった5つの基本目標を設定し、取り組みを進めてきました。
- 本計画においては、第2期計画の基本理念を引き継ぐとともに、基本理念を具現化した4つのビジョン（めざす姿）と、その指標となる数値目標を設定しました。

(1) ビジョン（めざす姿）

- ① 市民をはじめ多様な主体（団体・クラブ等）が連携・協働して、スポーツをする・みる・ささえる機会を創出することで、誰もがスポーツを楽しむことができるまち
- ② スポーツを通して、みんなが健康で生き生きと暮らせるまち
- ③ スポーツを通して、人と人、地域と地域がつながり、にぎわうまち
- ④ 身近なスポーツ選手やチームを応援し、夢や感動をみんなで分かち合えるまち

(2) 数値目標

するスポーツの実施率（市民の週1回以上のスポーツ実施率）

数値目標	現状値（R7）	目標値（R12）
週1回以上のスポーツ実施率	20歳未満：78.5% 20歳以上：49.7%	20歳未満：80.0% 20歳以上：70.0%

〈参考指標〉

みるスポーツの実施率（市民の年1回以上のスポーツ観戦実施率）

数値目標	現状値（R7）	目標値（R12）
年1回以上のスポーツ観戦率	27.6%	40%

ささえるスポーツの実施率

（市民の年1回以上のスポーツ指導・スポーツボランティア実施率）

数値目標	現状値（R7）	目標値（R12）
年1回以上のスポーツ指導・ スポーツボランティア実施率	6.6%	10%

スポーツライフに対する満足度

数値目標	現状値（R7）	目標値（R12）
スポーツライフに対する満足割合	59.3%	70%

2 施策方針

- 本計画では、基本理念及びビジョンの実現に向けて、次の3つの施策方針に基づいて各種施策に取り組んでいきます。

(1) 地域スポーツ推進の基盤強化

- スポーツ活動の場であるスポーツ施設の整備・充実を図るとともに、スポーツに関わる多様な個人や組織が連携・協働する仕組みを構築し、スポーツ推進事業を実施するための基盤を強化します。

(2) 多様な主体におけるスポーツ機会の創出

- 年齢、性別、障がいの有無や特性に関わらず、各主体が自らの体力・技術レベルや志向に応じてスポーツに親しむことができる機会を創出します。

(3) スポーツを通じた地域の活性化

- 本市が持つ魅力的なスポーツ資源を活用することで、スポーツを通じた交流人口の拡大を促進し、地域の活性化（にぎわいの創出）に貢献します。

3 主要施策

施策方針ごとに次の主要施策を設定し、各主要施策に基づいた具現的な取組（事務・事業）を進めていきます。

施策方針	主要施策
1 地域スポーツ推進の基盤強化	(1) スポーツ人材の育成・活用
	(2) 総合型地域スポーツクラブの支援
	(3) 地域スポーツ関係者の連携・協働体制の構築
	(4) スポーツ環境の整備・充実
	(5) スポーツ情報の収集・発信
2 多様な主体におけるスポーツ機会の創出	(1) 誰もが参加しやすいスポーツイベントの開催
	(2) こどものスポーツ機会の充実
	(3) 成人・高齢者のスポーツ機会の充実
	(4) 障がい者のスポーツ機会の充実
	(5) 競技力向上を目指す取組の推進
	(6) eスポーツの普及推進
3 スポーツを通じた地域の活性化	(1) 地域がつながるスポーツ活動の支援
	(2) 友好都市とのスポーツ交流
	(3) ホームタウンパートナーチームの応援・試合観戦、連携事業の実施
	(4) 大規模大会の開催支援

4 施策体系

【基本理念】

みんなでスポーツいいじゃんみよし～スポーツで築く豊かなみよしライフ～

【ビジョン】

- ①市民をはじめ多様な主体(団体・クラブ等)が連携・協働して、スポーツをする・みる・ささえる機会を創出することで、誰もがスポーツを楽しむことができるまち
- ②スポーツを通じてみんなが健康で生き生きと暮らせるまち
- ③スポーツを通じて、人と人、地域と地域がつながり、にぎわうまち
- ④身近なスポーツチームや選手を応援し、夢や感動をみんなで分かち合えるまち

スポーツの
個人的価値

スポーツの
社会的価値

【施策方針 2】

多様な主体におけるスポーツ機会の創出

【施策方針 3】

スポーツを通じた地域活性化

スポーツ事業
の充実

スポーツ資源
の活用

【施策方針 1】

地域スポーツ推進の基盤強化

第4章 施策の展開

1 地域スポーツ推進の基盤強化

(1) スポーツ人材の育成・活用

ア 指導者、審判員の養成・資質向上

スポーツを始める人が安全にスポーツを行えるよう、また、スポーツ実施者が自身のレベルに応じて適切な指導を受け競技力を高めることができるよう、競技団体におけるスポーツ指導者や審判員の養成、資質向上を目指します。

イ ボランティアの育成・活動支援

スポーツイベントボランティアの登録者数を増やし、スポーツを支える体制を強化するとともに、スポーツに対して多様な関わり方ができるよう、ボランティアの活躍の場を創出します。

事例：指導者講習会（みよし市スポーツ協会・スポーツ少年団主催）

みよし市スポーツ協会及びみよし市スポーツ少年団は、スポーツの普及振興と競技力の向上を図るため、スポーツ指導の向上を目的として年2回「スポーツ指導者講習会」を開催しています。

令和7年度は、7月12日に「メディカルストレッチ＆トレーニング～Part2～」、10月25日に「未来の選手を守る指導とは～スポーツの価値を育てる関り～」をテーマとし、スポーツ協会・スポーツ少年団の指導者をはじめ、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員など、本市のスポーツを支える人材がスポーツ指導に関する基礎的知識や実践的な指導方法について学びました。

本講習会は、スポーツ活動の持続的な発展を支える人材育成の一環として、今後も継続的に開催される予定です。



(2) 総合型地域スポーツクラブの支援

ア 総合型地域スポーツクラブの加入促進

地域に根差した持続可能なクラブ運営を支援するため、クラブの活動紹介やイベント情報などの発信により、クラブの加入促進を図ります。

イ スポーツ教室の開催、健康づくりプログラムの創出支援・連携

様々な主体と連携し、地域の特性・ニーズに応じた教室、健康づくりプログラムの創出や小学校課外活動の廃止や中学校運動部活動の地域連携・地域移行に伴い、こどもが地域で継続してスポーツが行える機会の創出など、クラブが地域活動の拠点となる活動を推進します。

事例：(一社) 三好さんさんスポーツクラブ 教室開催

みよし市では、「なかよしクラブ」「(一社) 三好さんさんスポーツクラブ」「三好ともいきスポーツクラブ」といった3つの総合型地域スポーツクラブが活動しており、それぞれの特色を活かしたスポーツプログラムや、健康・体力づくりの取り組みを開催しています。

これらのクラブは、こどもから高齢者まで幅広い世代を対象に、スポーツの推進、地域住民の健康増進、交流促進などを目的とした多様な活動を行っており、地域に根ざしたスポーツ環境の充実に貢献しています。

そのうち「(一社) 三好さんさんスポーツクラブ」では、年長児から小学生を対象に、さまざまな種目を体験できる体力づくり教室を、毎週2回開催しています。この教室では、こどもたちが楽しみながら運動に親しむことを通じて、運動への関心を広げるとともに、将来的なスポーツ参加のきっかけづくりを目指しています。

今後も、総合型地域スポーツクラブの活動が、本市の地域スポーツ推進の基盤として寄与していくことが期待されます。



(3) 地域スポーツ関係者の連携・協働体制の構築

中学校運動部活動の地域展開などの地域スポーツ課題の解決に向けた対話・検討の場を設け、スポーツ推進団体をはじめとする関係者間の連携・協働を推進します。

(4) スポーツ環境の整備・充実

ア スポーツ施設の計画的な整備

市民のスポーツ活動を支えるスポーツ施設等をみよし市スポーツ施設再配置計画により計画的に整備します。

イ 学校体育施設のスポーツ開放の充実

地域スポーツ活動の拠点施設である小・中学校施設の積極的な利活用を図り、身近で気軽にスポーツを行うことができる場を提供します。

ウ スポーツ施設・設備の維持管理と利便性の向上

市民（利用者）の視点に立ったスポーツ施設の維持・管理を行うことで、スポーツ施設の利活用の推進を図ります。

事例：学校体育施設スポーツ開放団体の活動

学校体育施設は、市民の身近なスポーツ施設であり、地域におけるスポーツ活動の基盤として重要な役割を担っています。

みよし市では、市内の小・中学校の体育館及び武道場を、学校教育に支障のない範囲で地域住民に開放しており、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進しています。

限られた公共施設を有効に活用することで、市民の体力向上や健康づくりを支援するとともに、地域コミュニティの活性化にもつながっています。特に、学校という身近な空間を活用することで、世代や立場を問わず、日常的にスポーツに取り組む機会が広がっています。

令和7年度は、115団体が登録し、さまざまな種目の活動が展開されており、本事業は、登録団体の競技力向上を目指すだけでなく、地域のつながりを育む場と



しても機能しており、スポーツを通じた地域づくりに貢献しています。

今後も、学校体育施設の地域開放を通じて、誰もが身近にスポーツに取り組める環境を整備し、みよし市全体のスポーツ推進と健康づくりをさらに促進していくことが期待されます。

(5) スポーツ情報の収集・発信

ア スポーツ活動に関するアンケート調査の実施・結果の活用

市民のスポーツ実施率やスポーツに関する現状、ニーズの把握を定期的に行い、生涯スポーツを推進する施策の基礎資料とします。

イ スポーツ情報の発信

広報みよしやホームページ、公式 SNS など、さまざまな情報発信ツールを活用し、スポーツ情報を積極的に発信します。

2 多様な主体におけるスポーツ機会の創出

(1) 誰もが参加しやすいスポーツイベントの開催

年齢、性別、障がいの有無や特性等に関わらず、市民の誰もが自らの体力・技術レベルや志向に応じて気軽にスポーツに親しむことができるスポーツイベントの開催を推進します。

事例：みよしスポーツ祭

みよし市では、子どもから高齢者、障がいの有無に関わらず、全ての市民がスポーツや運動の素晴らしさを感じ、運動習慣の定着や相互の親睦を深めることを目的とし、毎年「みよしスポーツ祭」を開催しています。

このイベントは、昭和 21 年に第 1 回三好村体育大会から始まり、地域ぐるみのスポーツ交流の場として定着しており、スポーツの裾野を広げる重要な機会となっています。

令和 4 年度に、これまでの地域対抗競技を中心としたイベントから、誰もがスポーツに親しむことができるイベントへとリニューアルしました。スポーツの分野で世界や国内の第一線で活躍したアスリートによる体験教室の開催や市民が気軽にスポーツを楽しめる機会を創出する体験ブースの展開、キッチンカーの出店など、家族連れや友人同士での参加も多く、会場には笑顔と活気があふれ、人々のつながりを感じられる一日となっています。

今後も、誰もが主役となれる開かれたスポーツイベントとして、みよし市のスポーツ推進に寄与していくことが期待されます。



(2) 子どものスポーツ機会の充実

ア 放課後こども教室におけるスポーツ機会の創出

小学校課外活動の廃止に伴い、小学生が地域で継続してスポーツが行える機会を創出するため、放課後こども教室で開催するわくわくたいけんルームでスポーツプログラムの実施を推進します。

イ スポーツ教室の開催支援・連携

乳幼児期から親子でスポーツに親しみ、子どもの発育発達に応じて身近な場所でスポーツに親しむことができる機会をスポーツ団体と連携して教室の開催を推進します。

ウ スポーツ少年団の活動支援

スポーツに興味・関心を持った子どもが、地域の人々とつながり、適切な指導・助言を受けながら継続的にスポーツが行える機会を提供するため、また、子どもの多様なスポーツ機会を創出するため、様々な種目のスポーツ少年団の設立、加入促進を図り、スポーツ少年団の活動を推進します。

事例：わくわくたいけんルーム（スポーツ推進委員活動）

みよし市では、子どもたちが地域社会の中で健やかに育成される環境の整備を推進することを目的として、小学校において放課後子ども教室「わくわくたいけんルーム」を開催しています。

この教室には、学習活動、スポーツ・文化芸術活動、交流活動など、テーマに応じて子どもたちが楽しみながら学べる多彩なプログラムがあり、学習や創作に加えて、体を動かすことの楽しさを体感できるスポーツプログラムが実施されています。



令和7年度には、市内全小学校において、スポーツ推進委員によるカローリング体験プログラムが開催されました。カローリングは、室内で安全に楽しめるユニーク・スポーツとして注目されており、子どもたちにとって新鮮な運動体験となっています。

スポーツ推進委員の活動を通じて、子どもたちに新しい運動の選択肢を提供することで、スポーツへの関心を高め、運動習慣の定着や参加のきっかけづくりにつながっています。

(3) 成人・高齢者のスポーツ機会の充実

ア スポーツ教室の開催、健康づくりプログラムの創出支援・連携

ライフステージ・スタイルに応じて、身近な場所でスポーツに親しむことができる教室の開催を推進します。

イ 健康増進に関連した活動の支援・連携

健康や体力づくりの視点から体を動かす大切さを啓発するとともに、スポーツを通じて集いの場の創出や健康増進に有効な教室、イベントの開催を推進します。

事例：ヘルスパートナーの活動（ウォーキング）

みよし市では、市民の健康増進を目指して活躍している健康づくりボランティアを「ヘルスパートナー」として登録し、ヘルスパートナーと協働で市民の健康増進に取り組んでいます。

ヘルスパートナーの主な活動として「ヘルスパートナーとみよしを歩こう」があり、参加者はヘルスパートナーと一緒に、ウォーキングコースを歩きながら、市内の自然や歴史、地域の魅力を感じることができます。健康づくりと地域理解を両立させた、身近で継続しやすい取り組みとして定着しています。

こうした取組みは、運動習慣の定着を促すとともに、地域の人との交流や外出機会の創出にもつながる実践的な健康支援活動であり、成人や高齢者のスポーツ機会の充実に貢献しています。



(4) 障がい者のスポーツ機会の充実

ア 障がい者福祉団体との連携

障がい者のスポーツ参画を促進するため、福祉団体と連携し、個性に応じて楽しめるレクリエーションスポーツの普及・啓発活動を推進します。

イ 福祉教育プログラムの実践連携

社会福祉協議会が実施する福祉教育プログラムの啓発・実践を通して、市民が助け合いのこころを身につけるとともに、子どもがパラアスリートと交流する機会を創出することにより、パラスポーツへの関心の向上やパラスポーツを始めるきっかけとなる機会の提供を推進します。

事例：福祉教育プログラム（パラアスリートとの交流授業）

みよし市社会福祉協議会では、パラアスリートを招いた講演会や交流イベントを開催し、パラスポーツの魅力に触れる機会を市民に提供しています。

令和7年度は北中学校でパラアスリートとの交流授業が開催され、パラアスリートの話を聞くだけでなく、実際に競技用具に触れたり、パラスポーツを体験する機会となりました。

障がいのある人と市民がスポーツを通じて交流し、相互理解を深めるこうした取組みは、パラスポーツへの関心を高めるとともに、共生社会の実現に向けた意識の醸成にもつながっており、地域におけるパラスポーツの推進に寄与するものとして期待されています。



（5）競技力向上を目指す取組の推進

ア 選手の発掘・育成・強化

みよし市スポーツ協会や(一社)みよし市カヌー協会などの競技団体における選手の発掘・育成・強化の取組みを推進します。

イ 指導者、審判員の養成・資質向上

競技力を高めるため、競技団体におけるスポーツ指導者や審判員の養成や資質向上を目指します。

ウ 激励事業（激励会の開催・激励金の交付、市民への啓発）の実施

全国大会や世界大会、オリンピックなどに出場する選手、チームに対して激励会の開催や激励金を交付し、競技者の活動を奨励します。また、本市にゆかりのある選手を市全体で応援する機運を高め、市民のスポーツへの関心の向上を推進します。

事例：世界大会・全国大会等出場選手激励事業

みよし市は、世界大会や全国大会へ出場する本市にゆかりのあるアスリートを対象に、競技力の向上と市民の応援機運の醸成を目的とした激励事業を実施しています。出場選手に対しては、激励会の開催や激励金の支給に加え、応援ポスターやスタンドの設置を通じて市民への周知を図り、市全体で選手を応援する環境づくりを推進しています。

令和6年度には、延べ255人の選手に激励金を支給したほか、パリオリンピックやワールドカップ、国民スポーツ大会、インターハイ等への出場選手を対象とした激励会・報告会を開催し、選手一人ひとりの努力と挑戦に対して、市長から温かい言葉が贈られ、市全体でアスリートを応援するの支援が展開されています。

こうした取組みは、競技者の意欲向上や活動継続の後押しとなるだけでなく、スポーツを通じて地域の一体感を育む契機にもなっています。市民が身近な選手の活躍を知り、応援することでスポーツへの関心が高まり、次世代の競技者育成にもつながる好循環が生まれています。



(6) e スポーツの普及推進

ア e スポーツの啓発

東海学園大学をはじめとする様々な団体と連携し、e スポーツの普及に向けた啓発活動を推進します。

イ eスポーツイベントの開催

市民がeスポーツに対する関心を持ち、eスポーツを始めるきっかけとなる機会を提供するため、eスポーツイベントの開催を推進します。

事例：eスポーツイベント

eスポーツは、年齢・性別・障がいの有無にかかわらず、誰もが共に楽しめる特性を持ち、共生社会の実現や多様な交流の場の創出に寄与することが期待されています。

みよし市では、東海学園大学と連携し、eスポーツの普及を図るとともに、市民交流や地域活性化を目的としたイベントを開催しています。

令和7年度は、7月13日にイオン三好ショッピングセンターで大会を開催したほか、11月1日みよし市レクリエーションフェスタでは体験会を実施し、地域内外から多くの参加者が集まりました。

こどもから高齢者まで幅広い世代が対戦を通じて笑顔や会話を交わし、自然な交流が生まれる場となりました。

これらの取組みは、eスポーツを媒介として市民の新たなつながりを育み、地域の魅力発信や参加層の拡大にもつながっています。スポーツ機会の多様化と地域活性化に資する事例として、今後の展開にも注目が集まっています。



3 スポーツを通じた地域の活性化

(1) 地域がつながるスポーツ活動の支援

ア 地域交流を図るスポーツイベントの開催

スポーツ推進団体や地区スポーツ委員との連携により、行政区が参加しやすいスポーツイベントの開催を推進します。

イ 地域におけるスポーツ活動の支援

地域の要望に応じて、地区体力つくり事業や区民が集うスポーツイベントの企画・運営の支援を行います。また備品の貸し出しを行い、地域におけるスポーツ活動を支援します。

ウ みよし市の資源を活かしたスポーツによるまちづくりの実施

(一社) みよし市カヌー協会と連携し、みよしの特徴・資源を活かしたカヌーを通じたまちづくりを行います。小学校の授業や中学校の部活動など学校教育において児童・生徒がカヌーに触れる機会をつくり、また、市民が気軽にカヌーを体験できる場を提供します。

市民がカヌーをみよしの代表的なスポーツとして認知し、カヌーを通じた交流により、スポーツを通したまちづくりを行います。

事例：新春みよし市マラソン駅伝大会

みよし市では、市民の体力づくりとコミュニティ形成を目的として、毎年「新春みよし市マラソン駅伝大会」を開催しています。この大会は、昭和 47 年に陸上連盟が企画・運営を行い始まった大会で、市民の誰もが楽しく気軽に参加できるスポーツイベントとして定着しており、年齢や経験を問わず参加できることから、健康増進と地域交流の両面において高い効果を上げています。



令和6年度には、市内外から 1,898 人が参加し、家族や友人同士、職場、地域の仲間など多様な選手・チームが一堂に会しました。参加者同士の声援力を通じて

市民のつながりが深まり、地域の交流人口の拡大にも寄与しました。

大会当日は、仲間の応援やボランティアの協力も活発で、市民全体が一体となってイベントを盛り上げる姿が見られました。

こうした取組みは、スポーツを通じて地域の活性化を促すとともに、市民憲章に掲げられた「しあわせな家庭をつくり、スポーツに親しみ、青少年の伸びるまちにしましょう」という理念の実現にも貢献するものとして、今後の継続的な展開が期待されています。

(2) 友好都市とのスポーツ交流

ア 北海道士別市とのスポーツ交流

小学生のスポーツ交流事業を通して、地域間交流を推進します。

イ 長野県木曽町とのスポーツ事業の連携

地域の特性を活かしたスポーツ事業を通して、地域間交流を推進します。

事例：士別市との小学生スポーツ交流事業（サッカー、野球、バスケットボール）

みよし市では、友好都市である北海道士別市との友好親善の一環として、毎年、両市の小学生によるスポーツ（サッカー、野球、バスケットボール）を通じた交流事業を実施しています。

交流事業を通じて子どもたちが互いに親しみを深めることで、地域間のつながりを育み、将来にわたる継続的な交流の基盤づくりを目指しています。

令和6年度は、みよし市から士別市へサッカー、野球、バスケットボールの交流団を派遣し、士別市から野球の交流団を受け入れました。

令和7年度は、みよし市から士別市へサッカー、野球の交流団を派遣し、士別市から野球、バスケットボールの交流団を受け入れ、両市の相互交流を実施しています。

こうした取り組みでは、宿泊や合同練習、交流会などを通じて子どもたちが互いの文化や生活に触れる機会が設けられており、スポーツを通じた相互理解と友情の育成に寄与しています。



(3) ホームタウンパートナーチームの応援・試合観戦、連携事業の実施

ア ホームタウンパートナーチームの応援・試合観戦、交流機会の創出

ホームタウンパートナーチームを応援・観戦する機会や選手と直接触れ合い、交流する場を提供することを通して、市民がスポーツでつながり、夢と感動を共有する機会の創出を推進します。

イ スポーツ教室の開催支援・連携

トップチームと連携し、市民がスポーツの楽しさを体感できる場や競技力向上を目的とした教室の開催を推進します。

事例：ホームタウンパートナーチームとの連携事業 (トヨタヴェルブリッツ タグラグビー体験会＆夢授業)

みよし市では、ホームタウンパートナーチームと連携し、パートナーチームの応援・観戦ができる機会の提供や、選手との交流イベントの開催などを通じて、市民がトップスポーツを身近に感じられる環境づくりを進めています。

こうした取組みは、選手と直接触れ合うことで、こどもたちが夢や憧れを抱き、スポーツへの関心を高めるきっかけとなるほか、世代を超えた共通の話題として家族や地域のつながりを深める場にもなっています。また、地域の魅力発信や交流人口の拡大にもつながっており、市民が夢と感動を共有し、一体感を育むことで、みよし市のまちづくりにも大きく貢献しています。



(4) 大規模大会の開催支援

ア スポーツツーリズムの取組推進

国際的なスポーツ大会や日本トップリーグの大会の開催を支援することにより、来訪者による交流人口の拡大や賑わいの創出による地域の活性化を図るため、スポーツツーリズムを意識した取り組みを推進します。

イ 国際大会・全国大会の開催支援

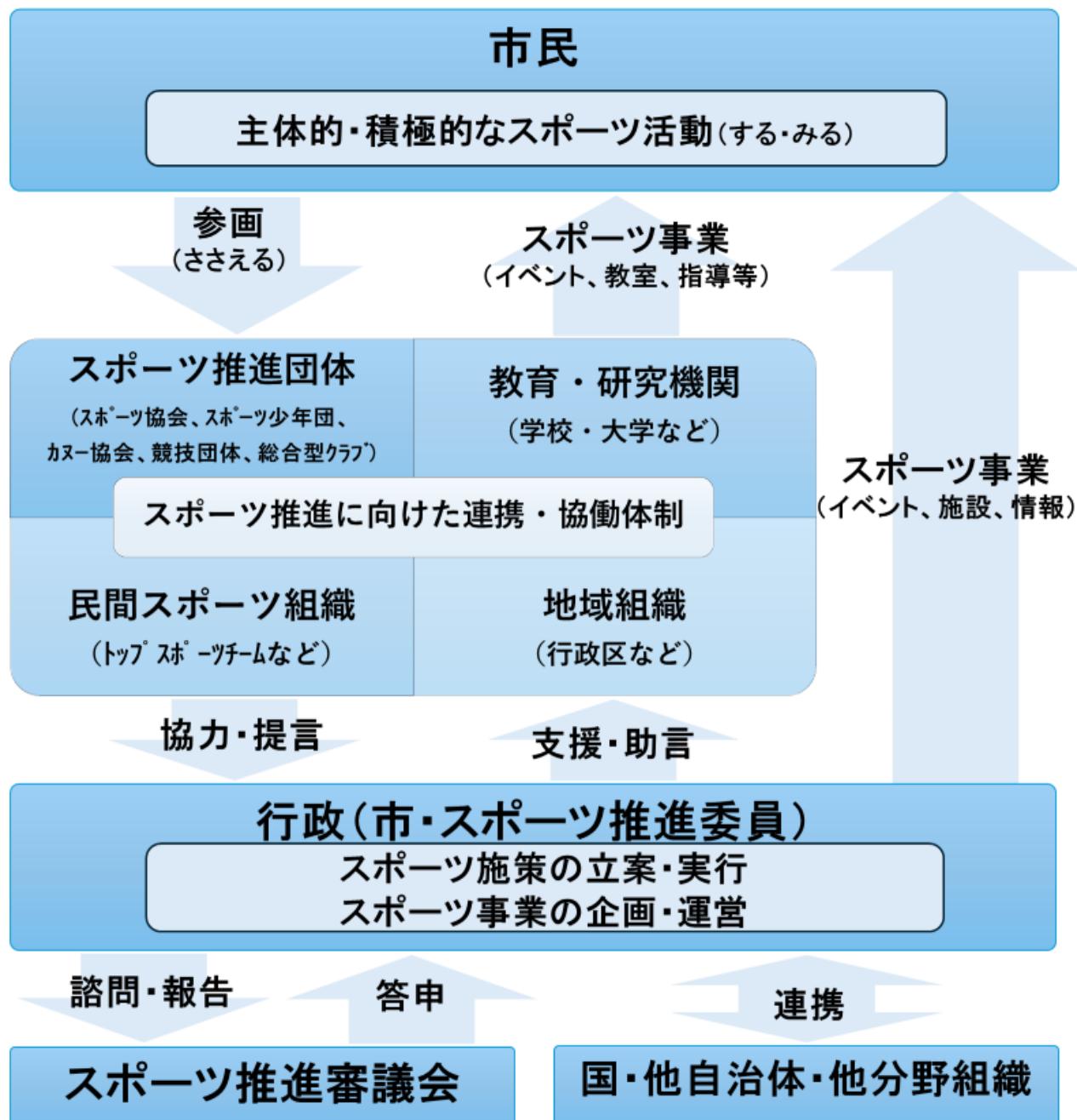
第 20 回アジア競技大会カヌー・カヤック(スプリント)競技や令和 10(2028) 年度全国高等学校総合体育大会カヌースプリント競技が身近な会場で開催されることにより、大会を機に市民がスポーツを「みる」「ささえる」視点から、多様な関わり方ができる機会を創出します。また、国内外に本市の魅力を発信し、まちの活性化を推進します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制と各主体の役割

- 本計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民やスポーツ推進団体、地域組織、教育・研究機関、企業、他分野団体など、本市のスポーツに関わる多様な主体（個人・組織）が主体的に連携・協働するとともに、それぞれが自らの役割を果たしていくことが求められます。

【計画の推進に向けた主体間の連携・協働体制のイメージ】



【各主体の主な役割】

主 体	主な役割等
市民	「する・みる・ささえる」スポーツ活動への主体的・積極的な参画
行政	
市	スポーツ施策の立案・実行 スポーツ事業の企画・運営 市民やスポーツ推進団体等の支援・助言
スポーツ推進委員	スポーツ事業の企画・運営 市民の身近なスポーツ活動機会の提供
スポーツ推進団体	
みよし市スポーツ協会、 スポーツ少年団	加盟団体（競技団体）の統括・支援 スポーツ全般の普及・振興や競技力向上
(一社)みよし市カヌー協会、 各種競技団体	各競技種目の普及・振興や競技力向上
総合型地域スポーツクラブ	スポーツ事業の企画・運営 スポーツを通じた交流促進
民間スポーツ組織	スポーツ資源（指導者・ノウハウ・施設等）の提供
地域組織	スポーツを通じた交流促進
教育・研究機関	
幼・保・小・中・高等学校	子どもの体力向上 学校体育施設開放によるスポーツ活動の場の提供
大学	高度・専門的な資源の提供 スポーツ事業の企画・運営
スポーツ推進審議会	スポーツ推進に関する重要事項の審議
他分野組織	各分野の活動におけるスポーツの活用 各分野の専門的な資源の提供

2 計画の進捗管理・見直し

- 毎年、みよし市スポーツ推進審議会に計画の進捗状況を報告し、審議会での評価・助言を踏まえて効果的な推進に努めるとともに、必要に応じて計画内容を見直します。

資料 編

1 みよし市スポーツ推進計画 2026-2030 の策定経緯

令和 6 (2024) 年度	
日 程	内 容
5 月 23 日 (木)	第 1 回みよし市スポーツ推進審議会 <ul style="list-style-type: none">・国・愛知県のスポーツ推進に関する計画について・(仮)みよし市スポーツ推進計画 2026-2030 の策定について
7 月 24 日 (水)	第 2 回みよし市スポーツ推進審議会 (先進地視察研修) <ul style="list-style-type: none">・三重県鈴鹿市のスポーツ推進施策について・AGF 鈴鹿体育館の視察について
1 月 31 日 (金)	第 3 みよし市スポーツ推進審議会 <ul style="list-style-type: none">・みよし市スポーツ推進計画 2026-2030 の策定スケジュールについて・みよし市スポーツ推進計画 2026-2030 骨子案について

令和 7 (2025) 年度	
日 程	内 容
4 月 18 日 (金)	第 1 回みよし市スポーツ推進審議会・諮問 <ul style="list-style-type: none">・諮問：みよし市スポーツ推進計画 2026-2030 の策定について・みよし市スポーツ推進計画 2026-2030(案)について・令和 7 (2025) 年度スポーツ活動に関するアンケート調査について
5 月 16 日 (金) ～ 6 月 15 日 (日)	スポーツ活動に関するアンケート調査 <ul style="list-style-type: none">・小学 1 年生以上の市民 1,000 人 (無作為抽出)
7 月 25 日 (金)	第 2 回みよし市スポーツ推進審議会 <ul style="list-style-type: none">・みよし市スポーツ推進計画 2026-2030(案)について・令和 7 (2025) 年度スポーツ活動に関するアンケート調査の結果について
12 月 8 日 (月) ～ 1 月 10 日 (土)	パブリックコメントの実施 <ul style="list-style-type: none">・みよし市スポーツ推進計画 2026-2030(案)について
2 月下旬 調整中	第 2 回みよし市スポーツ推進審議会 <ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの結果について・みよし市スポーツ推進計画 2026-2030(案)について
調整中	答申 <ul style="list-style-type: none">・みよし市スポーツ推進計画 2026-2030(案)について

2 みよし市スポーツ推進審議会

(1) みよし市スポーツ推進審議会設置条例

みよし市スポーツ推進審議会条例

昭和57年3月19日

条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、スポーツ推進審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 みよし市にスポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 審議会は、みよし市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じてスポーツの推進に関する事項について調査審議し、及びこの事項について教育委員会に建議する。

(委員)

第4条 審議会の委員は、10人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(任期)

第5条 審議会の委員の任期は、2年とし再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第17号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月22日条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前のみよし市スポーツ振興審議会条例第4条第2項の規定により任命されたスポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第2条の規定による改正後のみよし市スポーツ推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項の規定により、スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第5条の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(2) みよし市スポーツ推進審議会委員名簿

◎…委員長、○…副委員長、(前)…前任者

氏 名	所 属	区 分
◎ 岡 村 誠	東海学園大学	
○ 柴 田 雅 文	みよし市スポーツ推進委員	
繩 田 亮 太	愛知教育大学	
寺 尾 悟	トヨタ自動車株式会社	
(前) 桑 原 大 輔		
加 藤 史 泰	株式会社名古屋グランパスエイト	学識経験を有するもの (第4条2項1号)
(前) 中 井 崇 之		
柳 川 傑	みよし市スポーツ協会	
太 田 律 子	スポーツ施設利用者代表	
長 谷 康 美	みよし市スポーツ推進委員	
水 野 伊津子	総合型地域スポーツクラブ (一社)三好さんさんスポーツクラブ	
平 川 哲 也	校長会代表	関係行政機関の職員 (第4条2項2号)

(3) みよし市スポーツ推進審議会 質問・答申

7 み教ス第 34 号

令和 7 (2025) 年 4 月 18 日

みよし市スポーツ推進審議会

委員長 岡 村 誠 様

みよし市教育委員会

みよし市スポーツ推進計画の策定について（質問）

みよし市スポーツ推進審議会条例第 3 条の規定に基づき、みよし市スポーツ推進計画の策定について、みよし市スポーツ推進審議会の意見を求める。

答申書を掲載

3 パブリックコメントの結果概要

みよし市スポーツ推進計画 2026-2030（案）について、令和7（2025）年12月9日（火）から令和8（2026）年1月10日（土）までパブリックコメント制度による意見の募集を行ったところ、**パブリックコメント後、結果を反映**